

旧上瀬谷通信施設地区活用事業「観光・賑わい地区」に関する基本計画協定書 (例)

横浜市（以下「甲」という。）と〔事業予定者〕（以下「乙」という。）は、旧上瀬谷通信施設地区活用事業「観光・賑わい地区」（以下「本事業」という。）に関して、基本的事項を定めるため、本事業の募集要項に基づき、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（信義誠実の義務）

第1条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実に本協定を履行しなければならない。

（基本計画）

第2条 乙が本事業の公募に係る募集要項及びこれに対する乙作成の応募書類に従い作成し、甲の承認を得た本事業に係る基本計画書（以下「基本計画書」という。）を、本協定の付属文書として添付する。

（基本計画の遵守）

第3条 乙は、基本計画書を遵守して本事業を実施するものとする。

（遵守事項）

第4条 乙は、本事業の実施に当たっては、関連法令を遵守するものとする。

2 乙は、建築基準法に規定する建築物の建築に関する確認の申請書を提出する際は、あらかじめ申請内容の概要について甲に書面等で届け出なければならない。

（基本計画の変更）

第5条 乙は、基本計画書を変更しようとするときは、あらかじめ甲の書面による承認を得なければならない。

2 甲は、前項の承認をするに当たっては、用途を変更若しくは新たに建物を建築、又は建物を解体、再築又は増改築すること、事業スケジュールを変更すること等が当初の本協定及び地区のコンセプトと整合し、又は合理的なものと認められることを要件とする。ただし、上記に該当せず、本事業の目的や地区のコンセプトと整合しない内容である場合は、甲は有識者等への確認を行い、乙と協議して定めるものとする。

（事業に関する報告）

第6条 乙は、本事業の実施状況や、本事業による周辺地域の活性化の状況等について、甲の求めがあるときは、甲に対して報告を行わなければならない。

2 本事業の実施状況に関して、必要に応じて、甲と乙は協議を行うこととし、甲の要請に対して、乙は誠実に対応しなければならない。

(秘密の保持)

第7条 甲及び乙は、本事業に関して知り得た相手方の秘密を、事前に相手方の承諾を得ることなく第三者に開示してはならず、また、本事業の実施以外の目的に使用してはならない。ただし、裁判所により開示が命ぜられた場合、乙が本事業に関する資金調達に必要として開示する場合並びに法律、政令、規則及び条例上の要請により開示する場合は、この限りではない。

(疑義の決定)

第8条 本協定に関し疑義のあるとき、又は本協定に定めのない事項については、甲乙協議して定めるものとする。

(裁判管轄)

第9条 本協定に関する訴訟の提起等は、甲の所在地を管轄する裁判所を専属的合意管轄裁判所とする。

本協定の締結を証するため、本協定書2通を作成し、それぞれに甲乙記名押印して各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 横浜市中央区本町6丁目50番地の10
横浜市
横浜市長 山中 竹春

乙